ハローズ多肥店 西敷地 (No.1145)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月25日 香川県知事 浜田 恵造

1 意見の対象となった届出に係る公告

令和3年12月14日香川県公告

(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ハローズ多肥店 西敷地

高松市多肥上町字松ノ内 1023 番地 外

3 法第8条第2項の規定により住民等から聴取した意見の概要

(意見の概要)

(1) 児童・生徒の交通安全について

多肥小学校・龍雲中学校ともに児童・生徒が多く、またハローズ周辺を通学路 として使用している。工事における工事車両、開店後の搬入車両及び利用者の 自家用車について十分配慮していただきたい。

(2) 生活環境について

24 時間営業でもあり、搬入時間は深夜と考えられる。搬入時における配慮を十分にお願いしたい。

(理由)

(1) 児童・生徒の交通安全について 多肥小学校・龍雲中学校の児童・生徒の登下校時における事故のおそれがあ るため。

(2) 生活環境について

深夜における搬入作業騒音が周辺住民の生活環境悪化につながるおそれがあるため。

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所: 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間: 令和4年4月25日から令和4年5月25日まで